

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県ドッジボール協会（以下「本協会」という。）の普及、振興に貢献した個人及び団体に、その功績を称えて顕彰し、もって、ドッジボールの振興に資することを目的とする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類及び対象は次のとおりとする。

(1) 特別功労賞

ドッジボールに深い理解と情熱を持ち、本協会の行う事業の振興に特に顕著な功績があった個人または団体。

(2) 功労賞

ドッジボールの指導活動および審判活動を継続実践し、本協会の行う事業の振興に多大な貢献があった個人。

(3) 感謝状

本協会の事業を遂行するにあたり、積極的に協力、支援された個人または団体。

(4) 優秀賞

国際大会、国内大会等において優秀な成績を収め、ドッジボールの競技力向上に著しく貢献した個人または団体。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 本協会の専門委員長及びエリア長は、第2条に該当する者または団体があると認められるときは、別紙様式の推薦書により会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考は表彰審査会議にて行い、会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 この規程の表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

(表彰の時期)

第6条 この規程の表彰の時期は、式典、理事会及び大会の席上で行う。ただし、会長が必要と認める場合は、その都度行うことができる。

(表彰者名簿等)

第7条 表彰を受けた者の氏名又は名称及び実績の概要は、記録簿に記載すると共に協会ホームページ等により広報するものとする。

(追彰)

第8条 この規程により被表彰者となった者が、表彰の日以前に死亡したときは、追彰することができる。この場合において、表彰状等は遺族に贈与する。

(審査委員会の設置等)

第9条 表彰に関し、その適正を期するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は必要の都度会長が任命し、審議が終了したときは、解任されたものとする。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選による。
- 5 委員長は表彰結果を会長に報告するものとする。

(実施細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。